

被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度に関する検討事項

第1部 民事訴訟

第1 申立人の氏名等の秘匿

申立人の氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下この部において「申立て等」という。）をする者又はその法定代理人の氏名、住所その他の当該者を特定するに足りる事項（以下この部において「氏名等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、氏名等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。
- 2 1の申立ては、1の申立て等をする者又は法定代理人（以下この部において「秘匿対象者」という。）の氏名等その他最高裁判所規則で定める事項を記載した書面（以下この部において「氏名等表示書面」という。）を裁判所に提出しなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、氏名等表示書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。
- 4 1の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 裁判所は、秘匿対象者の氏名又は住所について1の決定（以下この部において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の氏名又は住所に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件及びその事件についての反訴、参加〔、強制執行、仮差押え及び仮処分〕に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の氏名又は住所を記載したものとみなす。
- 6 秘匿決定があった場合には、氏名等表示書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

（注）民事訴訟のIT化後において、本文2の秘匿対象者の氏名等その他最高裁判所規則で定める事項を記載した書面の提出については、電子情報処理組織を使用する方法に

よってしなければならないとの規律を適用しないものとし、電子情報処理組織を使用する方法によって申立てをしなければならない者であっても最高裁判所の定める方法（例えば、書面や電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法）により秘匿対象者の氏名等その他最高裁判所規則で定める事項の届出をしなければならないこととし、このような方法で提出された届出については書面を電子化しなければならないとの規律を適用しないものとするなど、裁判所は当該届出の提出・管理の方法を適切に定めることができるものとする。

○追加試案第1

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 訴状中民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。2及び6において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（4、5及び第6において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び第6において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でないと認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。
- 4 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。
- 5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) （略）
- 6 1の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

（注1）本文1の社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることとの要件に代えて、生命・身体の安全が害されるおそれがあることを要件とする考え方があり。

(注2) 本文1の原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある(生命・身体の安全が害されるおそれがある)場合にも、原告及び法定代理人の氏名等を秘匿する措置をとることができる規律を設ける考え方がある。

(注3) (略)

○追加試案第5

2 即時抗告

(1) 第1 [中略] の秘匿措置の申立てを却下した裁判 [中略] に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) (略)

○追加試案第6

判決書における秘匿措置については、第1 [中略] の秘匿措置の決定の効果として、次のような規律を設けるものとする。

1 裁判所は、判決書に【、法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。

(1) 原告表示書面

(2)~(4) (略)

2 第1の1の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項(第5号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。

3 第1の1の決定があったときは、判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会のこれまでの議論及び意見募集では、規律を設けるか否かに関する意見のほか、主に、秘匿決定により保護される利益や主体の範囲の設定、訴状以外の様々な申立書への適用拡大について、多様な意見が出された。

2 追加試案からの主な変更点

(1) 秘匿による保護の対象者を原告以外の申立人(参加人等)にも広げたこと。

本文1では、秘匿決定により保護すべき対象者を、「民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)をする者又はその法定代理人」とすることを提案している。

これは、訴えを提起する者（原告）以外にも、訴訟に参加する参加人、訴訟手続の受継の申立てをする者等も、裁判所への申立てにおいて、必要に応じて氏名等を当事者に対して秘匿することができるようにする趣旨のものである。

(2) 秘匿する対象を「当該者を特定するに足りる事項」としたこと。

本文1では、秘匿の対象となる事項を、申立て等をする者又はその法定代理人の「氏名、住所その他の当該者を特定するに足りる事項」（の全部又は一部）とすることを提案している。

当該者を特定するに足りる事項とは、訴状等の申立書に記載すべき、当該者が誰であるかを他人と区別することができる程度の事項をいう。自然人の場合には、基本的には氏名及び住所を指すものとされるが、そのほかのものとして、例えば、実務上、申立書への記載が求められることがあるとされる本籍や従来住所等もこれに該当する（もっとも、それを知られることにより支障がないケースは秘匿することはできないので、現在の住所は秘匿することができるが、本籍等は秘匿できないといったことはある。）。

なお、現在の案では、住所を秘匿の対象としているが、他方で、明示的には、職場など通常所在すべき場所については明示していない。特定するに足りる事項、あるいは後述の推知される情報に含まれるようにも思われるが、特定の問題ではなく、また、住所等を推知させる情報というよりも、所在等を知られることにより生ずる支障を排除するために、それ自体を秘匿の対象とすべき問題とも思われるので、別途、住所以外の通常所在すべき場所についても秘匿の対象となり得ることを検討すべきとも思われる。

また、追加試案では、送達場所に加え、送達受取人も秘匿の対象としていた（送達場所の問題は、前記の通常所在すべき場所の問題として検討すべきと思われる。）。もっとも、全ての送達受取人が問題となるのではなく、送達受取人の氏名等が知られることにより申立人等に支障が生ずるのは、それによって申立人等の氏名等が知られることにつながるためであると思われ、それは、結局、特定するに足りる事項、あるいは推知情報の問題に該当するためであると思われるため、ここでは、特別に明記していない。

(3) 住所を秘匿する場合にも住所に代わる事項を定め、住所のみなし記載の効果を付与したこと。

本文5は、裁判所による代替事項の定めに関し、申立人の「住所」の秘匿決定をする場合にも、当該秘匿決定において、「住所に代わる事項」（代替住所）を定めなければならないものとすることを提案している。

これは、現行法令上、住所の記載を義務付ける法令の規定（民事訴訟規則第2条第1項第1号、（後述の民事執行に関わるものであるが）不動産登記法第59条第4号等）が存在することを踏まえ、これらの法令の規定にかかわらず、住所の秘匿決定があれ

ば、裁判手続に関わる範囲内で、代替住所を記載すれば住所の記載義務を免除する趣旨のものである。

裁判所が定める代替住所としては、特に相手方に知られて支障がないケースでは、本籍や従前の住所を代替住所とし、それらの事項を記載することで支障があるケースでは、秘匿決定をした受訴裁判所である裁判所を代替住所とする（これにより、秘匿に係る情報がどの裁判所に記録されているのかを知ることができる。）とすることが考えられるが、最終的には、個別の裁判所の判断に委ねられることとなる。

(4) 代替事項の定め効果が及ぶ範囲を関連事件一般に広げたこと。

本文5では、「その事項を当該事件及びその事件についての反訴、参加〔中略〕に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の氏名又は住所を記載したものとみなす」ことを提案している。

これにより、判決書等で代替呼称等が記載された場合にも、当該判決書は適法な債務名義となるし、また、その訴訟の当事者が反訴を提起したり、第三者がその訴訟に参加したりする場合にも、定められた代替事項を記載すれば、みなし記載の効果が生じ、適法なものとして扱われることとなる。

なお、他の事件に効力が及ぶのは代替呼称等の効力のみであり、記録自体が別個の事件について、秘匿決定自体の効力が及ぶものではない。例えば、強制執行等のケースにおいて、秘匿対象者が執行裁判所に氏名等表示書面を提出することとした場合には、それを秘匿する際に、改めて秘匿決定をして、当該部分の閲覧等を制限する必要がある。

3 その他の点

(1) 「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」について（追加試案第1の注1）

本文1では、その要件につき、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」とする規律を維持している。

このように「著しい」としているのは、訴訟記録の閲覧等は、一般的に、当事者の攻撃防御権にとって重要なものであること等を考慮する必要があると解されるためである。

また、申立人の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれや、申立人の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がされるおそれがあるケースは、本文1の「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があると判断されることとなると考えているが、他方で、秘匿決定が必要なケースを文言上それらに限ることは、現行法第92条第1項第1号の文言に照らしても困難であることを考慮したものである。

(2) 秘匿決定により秘匿される氏名等の主体の範囲について（追加試案第1の注2）

本文1では、秘匿決定により秘匿され得る氏名等は「申立て等をする者又はその法定代

理人」のものであり、その余の氏名等自体を秘匿する規律はとっていない。

今回の検討は、その氏名等を知られることにより申立人等が訴訟行為を行うことを躊躇することを防止することを念頭にしているが、そもそも、申立て等をする者又はその法定代理人とは異なり、必ず申立書等に記載しなければならないものではないのであり、それを記載しないまま訴訟行為をすることができないものではなく、そうすると、その者等につき「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があることを理由にその者等の氏名等の秘匿決定をすることは難しいように思われる。

なお、申立人等以外の者の氏名等が申立人等の氏名等を推知させるものである場合には、第2の本文1に従って、申立人等以外の者の氏名等を秘匿することも可能である。また、申立人等の氏名等が知られることで、申立人等と密接な関係にある者の利益等が侵害され、申立人等につき社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、申立人等の氏名等を秘匿することも可能である。

(3) 秘匿の対象とされた事項の不記載義務及び代替呼称の記載義務について（追加試案第6の本文1・2）

追加試案では、判決書における秘匿に関する規律として、「裁判所は、判決書に【、法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない」、「[秘匿措置]の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない」という規律を提案していた。

もっとも、部会では、裁判所がこの規律に違反した場合に生ずる手続法上の効果として適当なものがないのではないかとの指摘もあった。そのため、法律事項として定めることは提案していないが、裁判所としては、秘匿決定がされている以上、基本的に、それに反する記載をすることは当然に許されないと解される。

(4) インターネットを用いた申立て等及び書面の電子化の例外とすること（注）について

民事訴訟のIT化後においては訴訟記録を電子データによって作成することとしているが、裁判所の意図しない情報の流出のリスクや、氏名等表示書面は他のものと区別することが容易であることを考えると、氏名等表示書面に相当するものは、民事訴訟のIT化後も、電子データではなく、書面により管理するという考え方も一概には否定できない。もっとも、情報流出を防ぐための態勢をどのように構築するかは、ITセキュリティ技術の発展状況や電子データの取扱いに関する訴訟関係者等の習熟度合い等によって左右され、今後も変化し続けることが見込まれるため、現時点で詳細な方向性を定めることは困難といえる。

そこで、本文2の秘匿対象者の氏名等その他最高裁判所規則で定める事項については、例えば紙媒体や記録媒体によって管理するなど、裁判所が上記の技術状況等を勘

案して最高裁規則によって定める適切な管理方法に委ねるものとするのが考えられる。さらに、インターネットを用いた申立て等によらなければならない者について、上記書面の提出をするときは、最高裁規則で定めるところにより、インターネットを用いた提出をすることなく、紙媒体や記録媒体により提出をすることができる余地を残すことも考えられる。

また、氏名等表示書面に相当するもの以外の第2の本文の規律において秘匿すべき情報部分については、記録の一部（証拠の一部）を秘匿することもあるためこれを区別することは困難であり、特段の例外を設けることは難しいように思われるが、これについても氏名等表示書面の取扱いとの平仄を取りつつ、最高裁規則によって定める適切な提出・管理の方法に委ねることとすることが考えられる。

第2 秘匿決定があった場合における閲覧等の制限

秘匿決定があった場合における閲覧等の制限に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 秘匿決定があった場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録中氏名等表示書面以外のものであって秘匿決定の対象とされた事項又は当該事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この部において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。
- 2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。
- 3 2の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

○追加試案第1

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

1～4 (略)

5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) (略)

(2) 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
(注1)・(注2) (略)

(注3) 本文の規律に加えて、原告及び法定代理人を識別させることとなる情報

(例えば、これらの者の電話番号やこれらの者の子の氏名などを指す。以下「識別情報」という。)及び原告及び法定代理人の識別情報を推知することができる情報(例えば、これらの者が通う病院名やこれらの者の子が通う学校名などを指す。以下「推知情報」という。)を相手方に秘匿したまま、それを請求原因事実として主張することができる規律を設ける考え方がある。

○追加試案第2

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面(3、4及び第6において「当事者送達場所等届出書面」という。)を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 当事者送達場所等届出書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面(注) 本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方がある。

○追加試案第3

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分(2、3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。)が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該

当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより [中略]、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。

2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）の閲覧等を行うことができない。

3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
(1)の部分は、証拠とすることができない。

(1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）

(2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書及び文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討する。

○追加試案第4

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

1 法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。2において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当事者又は法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。

2 1の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。

3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等を行うことができない。

4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) 証人尋問申出書面

(2) 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他

の書面

(注1) (略)

(注2) 本文〔中略〕の規律に加えて、書証の申出（法第219条）として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

○追加試案第5

2 即時抗告

(1) 第1から第4までの秘匿措置の申立てを却下した裁判〔中略〕に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) (略)

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会のこれまでの議論及び意見募集では、規律を設けるか否かに関する意見のほか、主に、当事者閲覧等制限の対象とすべき書面等の範囲の設定、当事者が閲覧等をするできない事項についての弁論主義や証拠法則上の扱いについて、多様な意見が出された。

2 追加試案からの主な変更点

(1) 秘匿決定があった場合に当事者による閲覧等を制限する規律としたこと。

本文1では、「秘匿決定があった場合」に、申立人に関する一定の範囲内の事項が記載され、又は記録された部分の閲覧等請求をすることができる者を当該申立人に限ることができることを提案している。

これは、申立てによる当事者閲覧等制限の制度を、秘匿決定を基軸とする統一的な枠組みに再構成する趣旨のものである。

(2) 当事者による閲覧等制限の対象範囲を訴訟記録一般に広げたこと。

本文1では、申立てによる当事者閲覧等制限の対象となる訴訟記録の範囲を、「訴訟記録中氏名等表示書面以外のもの」とすることを提案している。

これは、被害者及び加害者以外の者が提出する書面一般に広げるとともに、当事者の提出する書面であっても、送達場所等の届出に係る送達を受けるべき場所及び送達受取人が当事者の氏名等を推知することができる事項に該当する場合の当該届出に係る部分（追加試案第2）をはじめ、管轄に関する資料、訴訟委任状、資格証明書その他の添付資料、氏名等表示書面を裁判所の指示等により訂正する必要があるが生じた場合の訂正前の書面、秘匿決定の申立てに係る疎明資料など、様々な書面を当事者閲覧等制限の対象とする趣旨のものである（なお、秘匿決定の申立てに係る疎明資料は、秘匿決定より前の時点では、本文2の申立ての暫定効により、当事者の閲覧等が制限され得ることと

なる。)

さらに、証人尋問の申出に係る証人の氏名等が当事者の氏名等を推知することができる事項に該当する場合の当該申出に係る部分（追加試案第4の本文1・4）、その証人が尋問に先立って作成した陳述書（追加試案第4の注2）や宣誓書の署名部分も含まれる。

ただし、いずれにしても、攻撃防御上の利益を実質的に害するケースでは、秘匿決定の取消しがされることになる（当該部分の秘匿が攻撃防御上の利益を実質的に害することが明らかなケースではそもそも秘匿決定がされないことがあり得ると解される。）ところ、申立人が提出した準備書面に記載された事実は、通常、申立人において攻撃防御として重要であると考えて記載しているものであるため、これが相手方による閲覧等に供されないとすれば、相手方に攻撃防御上の実質的な不利益を生ずるものと考えられる。そのため、準備書面上の事実の記載について当事者閲覧等制限をすることは困難であることが少なくないため、申立人としては、秘匿すべき事項については、準備書面に記載すべきではないことに注意を要する。また、同様のことは、書証等の対象となる証拠にも生ずるので、申立人は、基本的に、自らの提出するものについては、同様に注意を要する。

- (3) 当事者による閲覧等を制限する対象事項の範囲を、秘匿決定の対象とされた事項とその推知事項としたこと。

本文1では、当事者による閲覧等が制限される事項の範囲を、「秘匿決定の対象とされた事項又は当該事項を推知することができる事項」が記載され、又は記録された部分とすることを提案している。

これは、申立てによる当事者閲覧等制限の制度を、秘匿決定を基軸とする統一的な枠組みに再構成することに伴うものであるが、当該者を特定するに足りる事項と当該事項を推知することができる事項を合わせたものの範囲は、追加試案における識別情報と推知情報を合わせたものの範囲と異なるものではない。

推知の可否は、申立人と相手方の関係等により異なり得る相対的なものであり、例えば、申立人の電話番号や申立人の子の氏名は、申立人の氏名を推知することができる事項に該当し得る。申立人が通う病院名や申立人の子が通う学校名は、申立人の住所を推知することができる事項に該当し得る。さらに、申立人の電話番号や電子メールアドレス、職業や勤務先等も、相手方において現実に入手可能と考えられる他の情報と照合することにより、申立人を推知することができることとなる場合には、これに含まれると考えられる。

なお、一般論としてではあるが、システム送達のために届け出られた通知アドレス自体は、システム送達の構造に鑑みれば、裁判所から当該届出に係る通知アドレスに宛てて通知が発出されたことを相手方において確認することができれば足りるため、

一定の事件に関して裁判所及び当事者の共通の資料として利用されるものではなく、訴訟記録に該当しないこととなり、したがって、当事者による閲覧等の制限の申立てをする必要もないのではないかと考えられる。

3 その他の点（事実認定との関係）

追加試案では、秘匿事項記載部分は事実認定に用いることはできないこととしていた。確かに、いずれにしても、判決書に秘匿事項記載部分をそのまま記載することは許されないと解されるため、秘匿事項記載部分をもって、主要事実を直接認定するといったことは想定されない。もっとも、事実認定に一切使えないとすると、秘匿事項記載部分が証拠の一部である場合にその一部分のみを認定に使用しないといったことがそもそも可能であるのか（他の部分と密接に関連しており、証拠評価自体につき区別することができないケースがあるのではないかと）といった疑問や、例えば、当事者適格等の訴訟要件の認定に全く使用することができないとすると訴訟要件の認定ができないといった問題も生ずることが考えられる。他方で、秘匿事項記載部分が攻撃防御上重要な意味を有するケースには、これにつき別途閲覧等を認めることが考えられる。そこで、この部分については、特段の規定を置かないこととしている。

第3 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限

送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する法第109条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。
- 2 当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名、住所その他の当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、1と同様とする。

○追加試案第3

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第

1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分（2、3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。）が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、[中略] 職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。

2 (略)

3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

[中略]

(1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）

(2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲 [中略] については、引き続き検討する。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会のこれまでの議論及び意見募集では、規律を設けるか否かに関する意見のほか、主に、職権での当事者閲覧等制限を認めるべき場面の設定について、多様な意見が出された。

2 追加試案からの主な変更点

(1) その書面が何人に閲覧されると支障が生ずるおそれがあるのかを厳密に問わないものとしたこと。

本文1及び2では、職権での当事者閲覧等制限決定の要件を、調査結果の報告が記載された書面が「閲覧されることにより」当事者又はその法定代理人に社会生活上の著しい支障を生ずるおそれがあることとし、その書面が何人に閲覧されると支障が生ずるおそれがあるのかを厳密に問わないものとするを提案している。

これは、職権での当事者閲覧等制限が認められる局面として、保護の対象とすべき者が必ずしもその訴訟手続に関与することができないことが想定されているため、裁判所がその職権行使に当たり、危害が生ずるおそれの起点となるべき閲覧の主体が当事者であるか、第三者であるかを厳密に区別するのは、相当でもないことを踏まえたものである。

- (2) 職権での当事者閲覧等制限を法益侵害が明白である場合に限定したこと。

本文1及び2では、当事者による閲覧等を職権で制限することができる場面を、「(当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずる) おそれがあることが明らかであると認めるとき」に限ることを提案している。

これは、職権で当事者閲覧等制限決定をする必要がある局面として、保護の必要性が特に高いと認められる場合(保護対象者がその訴訟手続に関与する前段階において、裁判所が調査嘱託を用いて、送達すべき場所を探索したり、氏名等表示書面の記載内容を調査したりする必要がある場合が典型である。)が想定されていることに加え、民事訴訟の目的を実現するために当事者主義と職権主義を適切に組み合わせる観点から、裁判所が申立てによらずに当事者による訴訟記録の閲覧等を制限することができる場面を、その必要性が特に高いと認められる場合、すなわち社会生活上の著しい支障のおそれが明白である場合(例えば、保護対象者がDV等支援措置を受けていることが調査嘱託を行う時点で裁判所に明らかである場合などが想定される。)に限る趣旨のものである。

- (3) 当事者の閲覧等を制限する対象を書面単位としたこと。

本文1及び2では、職権での当事者閲覧等制限の対象となる部分を、「当該書面」及びこれに基づいてされた送達に関する法第109条の書面その他これに類する書面というように、書面単位とすることを提案している。

これは、職権での当事者閲覧等制限の対象となる調査嘱託の目的や調査結果の利用方法が極めて限定されていること、裁判所が申立てによらずに調査結果の報告中のどの部分に保護すべき情報が記載されているかを厳密に特定することが難しいことから、調査結果の報告について書面単位で閲覧等制限をかけられるようにしたものである。

第4 秘匿決定の取消し等

秘匿決定の取消し等に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 秘匿決定、第2の1の決定又は第3の決定(以下この部において「秘匿決定等」という。)に係る者以外の者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。
- 2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録の存する裁判所の許可を得て、第1の6、第2の1又は第3の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。
- 3 裁判所は、2の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因と

なる事実につき疎明があったときは、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、1の取消し又は2の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者の意見を聴かななければならない。

(1) 秘匿決定又は第2の1の決定 当該決定に係る秘匿対象者

(2) 第3の決定 当該決定に係る当事者又は法定代理人

5 1の取消しの申立てについての裁判及び2の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 1の取消し及び2の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 2の許可の裁判があったときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

○追加試案第5

第1から第4までの秘匿措置に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるものとする。

1 秘匿措置の取消し

(1) 要件の欠缺による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等しようとする当事者及び第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

(2) 除外事由による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等しようとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。アの取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かななければならない。

(4) 第1から第4までの秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

2 即時抗告

(1) [中略] 1(1)及び(2)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 裁判所は、1(1)及び(2)の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(注) 本文の規律に加えて、本文1(2)の取消しの裁判が効力を生じたとき（イ後段の場合を除く。）は、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設ける考え方がある。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会のこれまでの議論及び意見募集では、主に、秘匿決定の要件を欠くことを理由とする取消しの申立権を第三者にも認めるべきか否かや、具体的な場面に即した除外事由の判断の在り方、被害者への意見聴取が必要的となる場面の広狭について、多様な意見が出された。

2 追加試案からの主な変更点

(1) 裁判所の許可

第4の本文2に関し、追加試案では、相対的取消しの構成をとっていたが、講学上は議論としてはあり得るが、法制上は、そのような構成は基本的にとりがたいため、端的に、秘匿決定は維持しつつ、許可がある場合には、その許可を得た者は閲覧等を行うことができることとしている。

(2) 秘匿対象者等への意見聴取義務が生ずる場面を秘匿決定等の取消し又は閲覧等の許可の裁判をする場合に限ったこと。

取消しや許可がされない場合には、意見申述の機会がなくとも秘匿対象者等に不利益はないためである。

(3) 正当な理由がある場合の利用や開示は秘密保持義務に違反しないものとしたこと。

その訴訟における私的鑑定人との情報共有の必要性や、その訴訟に関連する他の手続における利用を認めるべき場合があり得るためである。

3 その他の点

(1) 第三者に要件の欠缺による取消しの申立てを認めるかについて（本文1）

本文1では、要件の欠缺による取消しの申立ての権利を第三者にも付与することを維持している。

これは、秘匿決定等がその要件を欠く場合には、秘匿決定等により第三者の閲覧等請求権（法第91条第1項、第3項及び第4項）を制限する正当な理由はないためである。

(2) 除外事由による閲覧等の許可の第三者効について（追加試案第5の本文1(2)イ後段）

追加試案では、除外事由による取消しは当事者しか申し立てることができず、かつ当事者ごとの相対的な効力しか有しないことから、「除外事由による取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる」という規律を提案していた。

もっとも、全ての当事者が除外事由を疎明して閲覧の許可を得た場合には、第1の本文1の「当事者に知られることによって」という秘匿決定の要件を欠くに至ると考えられるため、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者において、要件の欠缺による取消しの申立てをすれば足りる。そのため、全ての当事者が除外事由による閲覧等の許可を得た場合の第三者効については、提案していない。

第5 証人の氏名等の秘匿

証人の氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

第1から第4までの規定は、証人について準用する。

(注) 訴訟記録中の証人の氏名等の秘密が記載された部分に関し、第三者による閲覧等を制限する制度（法第92条参照）を設けることについて、どのように考えるか。

○追加試案第4

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

1～4 (略)

(注1) 本文の規律（証人の氏名等が当事者又は法定代理人の推知情報又は識別情報に当たる場合の規律）に加えて、証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(注2) [中略] (注1)の規律に加えて、書証の申出（法第219条）として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果

部会のこれまでの議論及び意見募集では、主に、規律を設けるか否かに関して、多様な意見が出された。

2 検討等

(1) 検討

意見募集の結果では、証人につき社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを理由とする証人の氏名等についての当事者秘匿制度を置くことについて賛成する意見があったことから、これを置くことについて検討することとしている。この問題については、積極的な意見も考えられる（証人の氏名等の秘匿ができないと、その証人による立証が事実上困難となり、それによって適切な訴訟行為をすることができないといったことを理由とすることが考えられる。）が、他方で、証人による立証ができなくともそれ以外の立証方法をとることを検討すべきであるといった理由や、攻撃防御方法そのものである証人につき秘匿制度を認めることの是非が問題となっていたこと等を理由に、これに慎重な意見も考えられる。

なお、この問題を検討するに際しては、(注)にあるとおり、第三者による閲覧等を制限する制度についても置くのか併せて検討する必要があると解される（本文の規律に慎重な意見の中には、証人につき社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを理由とする証人の氏名等についての第三者閲覧等制限制度がないことを理由とするものもあると思われる。）。

(2) 追加試案からの主な変更点

検討する案につき、追加試案からの主な変更点は、次のとおりである。すなわち、本文1では、申立人の氏名等の秘匿、秘匿決定があった場合における閲覧等の制限、送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限、秘匿決定の取消し等に関する規律を、証人の氏名等の秘匿について準用することを提案している。

これにより、例えば、証人が申立人と共通の被害に関する被害者である等の場合に、証人自身を保護するため、証人の氏名等の秘匿決定を得て代替呼称等を証人尋問の申出書に記載する等の方法により、尋問の申出をすることが可能となる。

なお、申立権者を、証人申請の申出者とするか、それとも、それに加えて証人にも認めるのが問題となる。証人の氏名や住所については、申請の際に明らかになることや、この制度が証人による立証が事実上困難となることを回避することにもあると考えると、申出者（事件の当事者）に認めれば足りると思われるが、別の意見も考えられる。

(後注) 訴訟記録の閲覧等の請求の通知等に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 法第92条第1項の申立て（同項第1号に掲げる事由があることを理由とするもの

に限る。)があった場合において、その後その訴訟に参加した者から当該申立てに係る秘密記載部分の閲覧等の請求があったときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その請求後直ちに、その請求があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

2 1の本文の場合において、裁判所書記官は、1の請求があった日から二週間を経過する日までの間(第1の1の申立て又は第2の1の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行った者に1の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 1及び2の規定は、1の請求をした者に1の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて法第92条第1項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

(説明)

1 現行法における問題の所在

例えば、DV等の被害者(原告)が被害者でも加害者でもない者(被告)に対して訴えを提起した場合において、加害者(第三者)に訴訟記録を閲覧され、現住所が知られることを防ぐために、訴訟記録中の原告の住所及びこれを推知することができる事項が記載された部分につき第三者閲覧等制限の申立て(法第92条第1項)をすることが考えられる。

もっとも、加害者(第三者)がその訴訟に独立当事者参加や補助参加の申出をしてきた場合には、現行法の規律によれば、加害者(参加人)は、参加の申出と同時に当事者の立場で訴訟記録の閲覧等を行うことができるようになる。

2 今般の改正により可能となる対応

他方で、今般の改正により、申立て等をする者の住所が当事者に知られることによって当該申立て等をする者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、住所又は当該住所を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分(秘匿事項記載部分)の閲覧等の請求を行うことができる者を当該申立て等をする者に限ることができる規律を設けることが審議されている。

この規律が導入されれば、第三者閲覧等制限の申立てをしている場合において、参加をした者が閲覧等を行うことにより支障が生ずるときは、改めて当事者閲覧等制限の申立てを行うことにより対応することが考えられる。

3 後注に記載された規律の必要性

しかし、DV等の被害者(原告)からすれば、加害者(第三者)からいつ参加の申出が

あるかを知りようがないため、参加の申出があったことを知って当事者閲覧等制限の申立てをする前に、加害者（参加人）に閲覧されてしまうおそれがある。また、加害者が参加の申出をしていない間は、「当事者に知られることによって」という要件を満たさず、被害者が加害者を念頭にあらかじめ当事者閲覧等制限の申立てをすることもできない。

そこで、当事者閲覧等制限決定の申立ての機会を確保するため、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等に関する規律を設けることが考えられる。

第2部 民事執行

第1 債権者の氏名等を秘匿することができる民事執行制度の創設

民事執行の手續においても、民事訴訟と同様に、執行裁判所の決定により、債権者の氏名等を秘匿することができる制度を創設することで、どうか。

(注1) 執行官や裁判所書記官が執行機関となる事件においても、これらの者の所属する執行裁判所が秘匿決定をすることで、どうか。

(注2) 第1部第1の本文5のとおり民事訴訟における代替事項の定め効果が強制執行にも及ぶ場合には、債権者は、債権者の代替事項が記載された債務名義に基づいて民事執行を申し立てるときは、民事訴訟の手續において裁判所に提出した氏名等表示書面の謄本等を執行裁判所に提出するなどの方策をとるものとする。どうか。

○追加試案第7

民事訴訟手續以外の手續についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1) 法が原則として準用される民事執行手續については、第三債務者等の債権者及び債務者以外の者があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設ける。

(注2)・(注3) (略)

(説明)

1 総論

民事執行の場面で問題となるのは、①判決手續で秘匿手續をとっている場合に、それに引き続き執行においても秘匿するケースと、②判決手續で秘匿手續をとっていない場合又は判決以外が債務名義である場合に、執行手續で秘匿するケースがあるが、本文では、いずれのケースに限定することなく、執行手續において、民事訴訟と同様の制度を設けることを提案するものである。ただし、後記2において、①のケースに関し、判決における秘匿の決定の効果が執行にも及ぶかどうかについて、別途検討している。

なお、(注1)では、秘匿決定及びその取消し等については、高度の法的判断を要すると考えられるため、動産執行や少額訴訟債権執行など、執行官又は裁判所書記官が執行機関となる場合であっても、これらの者の所属する執行裁判所の権限に属するものとして

2 原告の氏名等を秘匿する決定があった場合の民事執行における秘匿

なお、第1部第1の本文5のとおり規律とすると、民事訴訟の手續で原告(債権者)

の氏名等について秘匿決定（代替呼称の定め）があった場合において、その代替事項が記載された債務名義に基づく民事執行の申立てがあったときは、その手続にも代替事項の定め効果が及び、その申立書や裁判書等に代替事項を記載したときは、債権者の氏名等を記載したものとみなすこととなる。

もつとも、この場合においても、（注2）のとおり、執行裁判所において、その債権者の氏名等を把握するために、氏名等表示書面の謄本等を提出させることが考えられる。ただし、このようにした場合でも、改めて、当該手続において、第1の規律に従い、秘匿決定の手続をとらなければならないこととなる（第1部第1の本文5の説明参照）。

なお、債権者が債務者の代替住所が記載された債務名義に基づいて民事執行を申し立てたときは、執行裁判所は、債務者を特定するとともに、債務者に対して送達をするため、債務者の氏名等表示書面の存する裁判所に対し、債務者の氏名、住所その他の当該債権者を特定するに足りる事項の調査を嘱託し、その調査結果の報告が記載された書面について、職権で秘匿する方法をとることで対応することになると思われる。

第2 不動産執行

1 債権者の氏名の秘匿

第1部第1の5の規律を前提に、不動産執行の手続で債権者の氏名が秘匿された（代替呼称の定めがあった）場合には、裁判所書記官が差押えの登記の嘱託において、その債権者の代替呼称を提供することをもって、債権者の氏名を提供したものとみなすものとするについて、どのように考えるか。

2 債権者の住所の秘匿

不動産執行の手続で債権者の住所が秘匿された場合には、裁判所書記官が差押えの登記の嘱託において、その債権者の住所に代わるものとして最高裁判所規則で定める事項を提供することをもって、債権者の住所を提供したものとみなすものとするについて、どのように考えるか。

（注）本文の提案は、差押えの登記の嘱託を受けた登記官は、代替呼称や住所に代わる事項を登記することで対応することを前提としている。

（説明）

1 差押えの登記における秘匿

不動産執行では、強制競売の開始決定に係る差押えの登記の嘱託（民事執行法第48条第1項）及びこれに基づく差押えの登記（同条第2項、不動産登記法第16条）がされるが、債権者の氏名が秘匿された場合には、第1部第1の本文5の規律を前提に、これらについては、秘匿決定において定められた代替呼称をもって足りるとすることが考えられる。

また、裁判所書記官は、差押えの登記の嘱託においては、嘱託情報として、登記権利者である差押債権者の氏名又は名称のみならず、住所を登記所に提供しなければならないとされているが（不動産登記令第26条、第3条第11号イ）、差押債権者の住所が秘匿された場合には、住所に代わるものとして最高裁判所規則で定める事項（例えば、本籍や従前の住所のほか、不動産執行事件の係属する執行裁判所の所在地とすることが考えられる。）を提供し、登記官は当該事項を登記することで足りるとすることが考えられる。

2 不動産登記制度との整合性

不動産登記制度は、物権その他の第三者に対抗し得る権利を公の帳簿（登記簿）に記載することによって、複雑な権利関係を外部から正確に認識することができるようにする（公示する）ための制度であるところ、登記事項は、他の権利関係との識別を可能とする内容である必要があり、このような観点から登記権利者の氏名・名称及び住所などの情報が登記事項として規定されている。

この権利関係の公示という観点から検討するに、強制競売の開始決定に係る差押えの登記は、所有権を始めとする実体法上の権利の帰属自体を公示するものではなく、当該権利に対する処分制限について公示するものにとどまる上、不動産執行の手続で債権者の氏名等が秘匿されているケースにおいては、差押えの登記上もその真の氏名等を秘匿する必要性が高いものと考えられる。そして、裁判所が定めた差押債権者の代替呼称及び住所に代わる事項が登記されているときは、差押債権者を被告とする訴えの訴状に差押債権者の代替呼称等を記載し、受訴裁判所が差押債権者の氏名等について執行裁判所に対して調査の嘱託をすることにより、受訴裁判所において差押債権者を特定するに足りる事項及びその者に対して送達すべき場所が明らかとなるのであるから、必要な範囲で、他の権利関係との識別を可能とする内容が登記されているといえ、このようなケースを前提にした権利関係の公示の要請は一応満たされているものと考えられる。

3 執行関係訴訟の取扱い

なお、第1部第1の本文5の規律を前提とすると、登記された債権者を被告として、当該不動産競売事件に関わる訴えが提起された場合には、当該訴えの手続にも秘匿決定の効果が及び、その訴状に被告として債権者の代替呼称等を記載したときは、債権者の氏名や住所を記載したものとみなされることになる（本部会資料（後注）参照）。

第3 債権執行

1 第三債務者による差押債権者の識別

債権執行の手続で債権者の氏名や住所が秘匿された場合には、裁判所は、第三債務者に対してもこれらを秘匿することとするが、裁判所は、差押債権者の

申立てがあるときは、第三債務者に対し、法第156条第1項に定める方法による供託を命ずることができるものとするについて、どのように考えるか。

(注1) 差押債権者は、現行法におけるのと同様に、民事執行法第155条第1項に基づく取立てをすることができ、第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、同条第3項により弁済されたものとみなされる。

(注2) 執行供託があった場合には、執行裁判所は、配当等を実施し(民事執行法第166条第1項第1号)、裁判所書記官が供託金の払渡しのための手続として、供託所に支払委託書を送付し、差押債権者に払渡額の証明書を交付しなければならないが(民事執行規則第61条、供託規則第30条)、例えば、これらの支払委託書及び払渡額の証明書に代替呼称と併せて差押債権者の氏名等を記載することや、これらの支払委託書及び払渡額の証明書には代替呼称のみを記載しつつ、これとは別途、差押債権者が払渡額の証明書と併せて代替呼称に係る差押債権者の氏名等の証明書の交付を受け、これを供託所に示すことなどで対応する。

(注3) 第三債務者が差押債権者の取立てに応じず、執行供託もしないようなときは、差押債権者は、民事執行法第157条第1項の取立訴訟を提起することができる。本文の申立てがあった場合において、裁判所が差押債権者の請求を認容するときは、供託判決をする(請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げる)。

(説明)

1 債権者の申立てによる供託命令

差押債権者が差押命令の送達を受けた第三債務者に対して取立権を行使しようとする場合には、第三債務者がその取立てに応ずることができるようにするため、取立てをしようとする者と差押命令に記載された債権者の同一性を第三債務者において確認することができるようにする必要がある。

もともと、債権者との間で債権・債務関係がなく、他方で、債務者との間で一定の関係を有すると思われる第三債務者に対して、秘匿すべき債権者の氏名を開示しなければならないとすると、債権者の氏名等が漏れるおそれは残る。そのため、第三債務者に対しては、そのような情報を開示しないまま、債権執行を可能とすることが考えられる。

差押債権者の選択により、裁判所を介して供託所から払渡しを受けることができるようにするため、裁判所は、債権者の申立てにより、第三債務者に対し、供託を命ずることができるとの規律を設けることとしている。

なお、債務名義に係る債権債務関係について第三者の立場にある第三債務者に対し秘密保持義務を課した上で、秘匿すべき債権者の氏名等を開示することを検討すべきとの指摘も考えられるが、第三債務者がそのような義務を負うことは第三債務者にとって相

当の負担であり、そのような負担を負わせることを正当化することは、難しいように思われる。

2 他の方法

1の方法によるほか、差押債権者が裁判所から（法第91条の訴訟に関する事項の証明書として）差押命令に記載された代替呼称に係る差押債権者の氏名等の証明書の交付を受けて、自己の氏名等を自ら明らかにして、第三者に対して直接取立てをしたり、差押債権者の代理人が代理権を立証して直接取立てをすることも考えられる。1の方法をとることは、このような手段を否定するものではない。

なお、（注3）記載の取立訴訟は、強制執行に関する事件であるため、第1部第1の本文5の規律により、債権者についての代替呼称の定め効果が及ぶこととなるということが考えられる。ただし、その場合でも、取立訴訟の受訴裁判所において、当該取立訴訟における訴訟記録を秘匿するには、改めて、秘匿決定等をする必要がある。

2 債務者の財産を探索するための秘匿決定の取消し等

財産を探索するために債務者の住所の秘匿決定の取消しや秘匿事項記載部分の閲覧（第1部第4の1及び2参照）を認めることについて、どのように考えるか。

（説明）

民事執行の手續に特有の問題として、第三債務者が差押命令に記載された被差押債権を識別するために、債務者の住所の情報が必要となることがある。例えば、差押命令の送達を受けた第三債務者である金融機関が当該差押命令に係る預貯金債権を識別するためには、債務者の住所の情報が金融機関において把握し得る情報と一致する必要があると考えられる。

そのため、このようなケースにつき、秘匿決定の取消しや秘匿事項記載部分の閲覧等を認めるべきとの指摘も考えられるが、他方で、この強制執行において債務者の財産を特定するための情報の必要性については、審理及び判断の対象とされた権利関係の存否及び内容を確定する訴訟において当事者に攻撃防御上の実質的な不利益が生ずるのを防ぐための情報の必要性とは性質が異なり、権利の存否及び内容に直接影響を及ぼすものではない。

また、債務者の財産に関する情報を取得するための制度としては、民事執行法上、債務者の財産状況の調査のための特別の手續（財産開示手續及び第三者からの情報取得手續）が設けられている。

そのため、債権者による債務者の財産状況の調査については、（要件の欠缺による取消

しのほかは) 財産開示手続及び第三者からの情報取得手続に委ね、そのことを理由とする秘匿決定の取消しや秘匿事項記載部分の閲覧等を特に認めないとすることも考えられる。

他方で、真に財産の調査として必要がある場合には、攻撃防御上の実質的な不利益が生ずるケースに準じて、そのことを理由に秘匿決定の取消しや秘匿事項記載部分の閲覧等を認め、閲覧等により知り得た情報を基に被差押債権の識別を可能とすべきとの指摘も考えられる。もっとも、どのようなケースにこれを認めるのか、そのようなことを認めることで問題が生じないのかなどにつき検討する必要があると思われる。

なお、本文では債務者の住所が秘匿されている事案について記載しているが、債務者の氏名が秘匿されている事案（例えば、債務者の新姓を秘匿している場合が考えられる。）においても同様の問題がある。

ところで、以上は、債権執行の手続で債務者の住所が秘匿された場合には、裁判所は、第三債務者に対しても債務者の住所を秘匿する（第三債務者に送達する差押命令には、秘匿すべき住所を記載しない）ことを前提としている。他方で、この問題については、例えば、債権者には債務者の住所を秘匿し、他方で、第三債務者には債務者の住所を開示するといった仕組みを設けるべきとの指摘もあり得る。しかし、秘匿決定をしながら、第三者にその内容を開示することが許されるのか、第三債務者から情報が債権者に漏れた場合にはどのように対応すべきであるのか、第三債務者に情報を秘匿する義務を法律上課すといった方法も考えられるが第三債務者がそのようなリスクを負うことを正当化することが許容されるのかなどが問題となり、現実的にそのような考えをとることは困難であると思われる。

第4 債務者の財産状況の調査

1 財産開示手続

財産開示手続における債務者の陳述義務（法第199条第1項）に関し、現行の民事執行法の規律を維持することについて、どのように考えるか。

(注) 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分の閲覧（民事執行法第201条）及び陳述等拒絶の罪（民事執行法第213条第1項第6号）における「正当な理由」の有無についても、当該事件に関する情報の目的外利用の制限（同法第202条）の規定が存在することを前提に、現行の同法の規律を維持する。

2 第三者からの情報取得手続

第三者からの情報取得手続（不動産情報取得手続、勤務先情報取得手続及び預貯金等情報取得手続）における第三者からの情報提供に関し、現行の民事執行法の規律を維持することについて、どのように考えるか。

(注) 第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中民事執行法第三者からの情報の提供

に関する部分の閲覧（民事執行法第209条）についても、当該事件に関する情報の目的外利用の制限（同法第210条）の規定が存在することを前提に、現行の同法の規律を維持する。

（説明）

原告が債務名義を取得し、知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったときなどの要件を満たすときには、当該事件に関する情報の目的外利用の制限及び過料の制裁の規定が存在することを前提に、現行の財産開示手続及び第三者からの情報取得手続についての規律を維持することが考えられる。

なお、債権者が第三者からの情報取得手続をとるために債務者の住所等の秘匿決定の取消しや秘匿事項記載部分の閲覧等が認められるのかどうかは、第3の本文2と同様に問題となる。

（後注）執行関係訴訟の取扱い

民事執行の手続において債権者の氏名が秘匿された（代替呼称の定めがあった）場合においては、請求異議の訴え等を提起するにしても、債務者又は第三者において、債権者の氏名等を訴状に記載をすることができない。もっとも、民事執行の手続において債権者が秘匿されている（代替呼称が定められている）場合であっても、その訴えを提起しようとする債務者又は第三者がその者に対して適法に訴えを提起する権利を保障する必要があると考えられる。

そのため、第1部第1の本文5の規律及び第2部第1の規律をとり、民事執行の手続で債権者の氏名が秘匿された（代替呼称の定めがあった）場合には、その債権者を被告とする執行文付与に対する異議の訴え、請求異議の訴え、第三者異議の訴え及び配当異議の訴え（以下「請求異議の訴え等」という。）の手続にも代替事項の定め効果が及ぶものとし、その訴状・判決書等に当該代替事項を記載したときは、被告の氏名等を記載したものとみなすものと考えられる。

第3部 家事事件及び人事訴訟

第1 申立人等の氏名等の秘匿

- 1 家事事件の手續においては、民事訴訟に関する手續と同様に、裁判所の決定により、申立人【や証人】の住所や本籍、現在の姓等を申立書等に記載することを要しないとすることができる制度(第1部第1、第4【及び第5】)を創設することで、どうか。
- 2 家事事件の手續においては、記録の閲覧自体については、現行法の規律に委ねることとし、第1部第2、第3【及び第5】と同様の制度を置かないこととすることで、どうか。

○追加試案第7

民事訴訟手續以外の手續についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 家事事件手續については、既存の制度(家事事件手續法第47条第4項、第254条第3項等)があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討する。

(説明)

1 現行の家事事件手續法における閲覧等の規律

家事事件手續法第47条は、家事審判の手續において、当事者に主体的な手續追行の機会を保障するため、当事者から記録の閲覧等の許可の申立てがあったときは、原則としてこれを許可するものとしている(同条第3項)。もっとも、個人のプライバシー等を保護するとともに、閲覧等がされることをおそれて、必要な資料の提出が控えられることを防止し、実体的真実に基づく審理判断を確保する観点から、裁判所は、例外として一定の要件を満たす場合には記録の閲覧等を許可しないことができるものとしている(同条第4項)。また、家事調停の手續においては、原則として、当事者についても、記録の閲覧等の許否の判断が裁判所の適正な裁量に委ねられており(同法第254条第3項)、この判断に対しては即時抗告は認めないものとされている(同条第6項参照)。

このように、現行の家事事件手續法には、当事者による閲覧等を不許可とすることができる制度が既に存在しているが、DV等の被害者の住所等の情報を相手方に知られないようにすることについては、流出防止のため特に注意を要することから、運用上の努力によって対処している状況がある。

2 本文の概要

本文では、これらの規律を維持することとしつつ、民事訴訟における規律と同様に、申立人【や証人】の住所や本籍、現在の姓等を申立書等に記載することを要しないとすることができる制度(第1部第1、第4【及び第5】)を創設することを提案している。

これは、家事事件においても、申立人等の氏名・住所を申立書に記載すべき場面があるところ、その記載を省略することを認める制度自体は存在しないことから、その限度で同様の制度(氏名等表示書面(後記第2の本文2参照)の閲覧制限を含む。)を置くことを提案するものである。

他方で、記録の閲覧(氏名等表示書面の閲覧制限を除く。)については、既に既存の制度があり、これと別に制度を設ける必要性は乏しいと考えられることから、これは置かないこととしている。

具体的な規律の内容は、第2以下に記載している。

第2 申立人の氏名等の秘匿

申立人の氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 家事事件の手續における申立てその他の申述(以下この部において「申立て等」という。)をする者又はその法定代理人の氏名、住所その他の当該者を特定するに足りる事項(以下この部において「氏名等」という。)の全部又は一部が当事者若しくは利害関係参加人又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者(以下この章において「当事者等」という。)に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、氏名等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。
- 2 1の申立ては、1の申立て等をする者又は法定代理人(以下この部において「秘匿対象者」という。)の氏名等その他最高裁判所規則で定める事項を記載した書面(以下この部において「氏名等表示書面」という。)を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、氏名等表示書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。
- 4 1の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 裁判所は、秘匿対象者の氏名又は住所について1の決定(以下この部において「秘匿決定」という。)をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の氏名又は住所に代わる事項を定めなければならない。この場合において、

その事項を当該事件及びその事件についての参加〔、強制執行及び保全処分〕に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の氏名又は住所を記載したものとみなす。

6 秘匿決定があった場合には、氏名等表示書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

(説明)

1 総論

民事訴訟の場合と異なり、本文1では、その書面が当事者のほか、利害関係参加人又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者に閲覧されると支障が生ずるおそれがある場合にも、秘匿決定を得ることができるものとするを提案している。

これは、相手方の存在しない別表第一審判事件の中にも、推定相続人廃除事件のように、推定相続人が当事者とみなされ申立書の写しの送付に関する規定(家事事件手続法第67条)が準用される事件(同法第188条第4項)や、親権喪失事件や成年後見開始事件のように、申立人以外の第三者が審判の結果に利害関係を有する事件があるため、相手方のほか、利害関係参加人(同法第42条)や「審判を受ける者となるべき者」(審判(申立てを却下する審判を除く。))がされた場合において、その審判を受ける者となる者をいう。同法第10条第1項第1号)の閲覧により一定の法益侵害が生ずることをより効果的に防ぐ趣旨である。

なお、家事事件の手続における申立てその他の申述には、限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述(同法第201条第5項)が含まれる。

2 「審判を受ける者となるべき者」の取扱いについて

意見募集では、成年後見事件の本人についても住所を秘匿する規律の対象とすべきとの意見が見られた。

後見開始審判申立事件において、成年被後見人となるべき者(本人)は、審判事項(主文)を特定するために必要な事項として、申立書及び審判書に記載される必要があり、かつ、当該事件は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する(家事事件手続法第117条第1項)。現在の運用においては、申立書及び審判書に本人の氏名及び住所が記載されているようである。

そして、実務において、認知症等でサポートが必要な状態である本人が、親族から虐待を受けているとして、市町村の介入の下、後見開始の申立てを行うとともに、当該本人の現在の住所(施設の住所)について秘匿の申出がなされるケースも見られるところであり、成年後見事件の本人の住所を秘匿するニーズは一定程度あるとされ

る。また、本人に対して虐待を行っているとされる親族が当該事件に利害関係参加した場合には、裁判所の許可を得ないで、審判書正本等の交付請求をすることができることから（同法第47条第6項、第42条第7項本文）、審判書にこのような本人の住所が記載された場合には、裁判所書記官がその請求を拒絶する明文の規定がない。

他方で、親族に本人の現在の住所を知られることにより支障が生ずる場合もあると思われるが、現行法令上、申立書及び審判書に本人の住所自体を記載することが義務付けられているわけではない（例えば、本人の氏名及び本籍というように、本人に対して虐待を行っているとされる者が既に知っている情報を用いることも考えられる。）。そして、現行法においても、本人の現在の住所の秘匿は問題となるどころ、その情報の秘匿は、審判書に現在の住所を記載しないなど、現行法の下での工夫により対応することができるようにも思われる。そのため、この点については、本文において記載していないが、「審判を受ける者となるべき者」についても申立人と同様に申立てにより秘匿決定をし、裁判所が代替呼称（住所）を定めるという規律を設けることを検討すべきとの指摘も考えられる（なお、成年後見事件の本人や未成年後見事件の未成年者を申立人と同様の規律の対象とする場合には、後見開始審判申立事件における代替事項の定め効果、後見人解任、報酬付与、監督といった派生的・付随的に発生する関連事件にも及ぼす必要があるものと思われる。）。

3 子の取扱いについて

意見募集では、家事事件手続における「子」についても規律の対象とすべきとの意見が見られた。

例えば、家事事件では、親権者の指定等の事件において、例えば、父母のいずれかがその事件の申立てをする際に、申立書に「子」であって「審判を受ける者となるべき者」に該当しないものの、親権者の指定の対象となる子を特定する観点から、その氏名等を記載しなければならないことがある。そこで、このようなケースで、子に特段の制度を設けるかが問題となる。もっとも、通常、家事事件では、このような事件では、相手方は子の氏名を知っていることが通常である。また、子の現在の住所を知られることにより支障が生ずる場合もあると思われるが、申立書には、子を特定するために必要な事項を記載しなければならないものの、住所自体の記載は義務付けられてはいない（例えば、申立書には、事件の当事者である父母の氏名等が記載されるが、これにより、子の氏名があれば、子を特定することは可能である。）。加えて、現行法においても、子の現在の住所の秘匿は問題となるどころ、その情報の秘匿は現行法により対応することが可能である。したがって、ここでは、子につき、特段の制度を設けることはしていない。

なお、子は、独立の主体として、親権者の指定等の事件に参加することができるどころ、この子の参加の申立てについては、本文記載ルールが適用される。

第3 秘匿決定の取消し

秘匿決定の取消しに関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 秘匿決定に係る秘匿対象者以外の当事者等は、家事事件の記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。
- 2 裁判所は、1の取消しの裁判をするときは、秘匿決定に係る秘匿対象者の意見を聴かなければならない。
- 3 1の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 1の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(説明)

民事訴訟の場合と異なり、本文1では、第三者に要件欠缺による取消しの申立権を付与しないものとしている。

これは、第三者については、当事者と異なり手続上の権能を行使する機会の保障という要請はなく、前述の実体的真実に基づく審理判断を確保する観点からも、家事審判事件の記録の閲覧等の許否の判断が裁判所の適正な裁量に委ねられており（家事事件手続法第47条第5項）、この判断に対しては即時抗告は認めないものとされていること（同条第8項参照）、家事調停の手続においては、原則として、当事者及び第三者について、記録の閲覧等の許否の判断が裁判所の適正な裁量に委ねられており（同法第254条第3項）、この判断に対しては即時抗告は認めないものとされていること（同条第6項参照）を踏まえたものである。

第4 証人の氏名等の秘匿

証人の氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

第2及び第3の規定は、証人について準用する。

(説明)

家事審判の手続において、証拠調べとしての証人尋問が行われる場合には、法の規定が準用され（家事事件手続法第64条第1項）、民事訴訟の手続におけるのと同様の当事者の手続保障が図られることが想定されており、法第180条第1項による証人尋問の申出に当たっては証人が指定されなければならないが、当事者には立会権及び尋問権が保障されなければならないと考えられる（法第183条参照）。

そこで、本文1では、このような場合においても、DV等の被害者の保護を拡充する見

地から、家事事件手続法第47条の規定に加えて、特に尋問の申出に係る証人の氏名等が記載された部分が当事者に閲覧されることにより、証人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるという場合には、そのことを疎明して申し立てることにより、裁判所の決定で、証人の氏名等を秘匿することができる規律を設けることを提案している。

(後注) 人事訴訟の訴訟手続については、第1部の規律を適用することで、どうか。

○追加試案第7

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1) (略)

(注2) 法が原則として適用される人事訴訟手続については、第1から第6までの規律を適用することについて検討する。

(注3) (略)

(説明)

人事訴訟の訴訟手続については、法が適用される。なお、訴訟記録中事実の調査に係る部分についての閲覧等(人事訴訟法第35条)については、家事事件手続法におけるのと同様に、「申立人の氏名等の秘匿」及び「秘匿決定の取消し」並びに「証人の氏名等の秘匿」に関する規律は適用されるが、「秘匿決定があった場合における閲覧等の制限」及び「送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限」に関する規律については適用されず、現行法に委ねることが考えられる(この考えによるのであれば、事実の調査部分については閲覧に関する規定の適用除外規定を置くことが考えられる。)

なお、例えば、人事訴訟では、離婚訴訟において、親権者の指定等をする際に、訴状に、「子」を記載しなければならないことがある。そのため、このようなケースで、子に特段の制度を設けるかが問題となる。もっとも、通常、離婚訴訟では、相手方は子の氏名を知っていることが通常である。また、子の現在の住所を知られることにより支障が生ずる場合もあると思われるが、訴状には、子を特定するために必要な事項を記載しなければならないものの、住所自体の記載は義務付けられてはいない(例えば、訴状には、事件の当事者である父母の氏名等が記載されるが、これにより、子の氏名があれば、子を特定することは可能である。)。加えて、現行法においても、子の現在の住所の秘匿は問題となり、多くは、事実の調査に係る部分が問題となるところ、その情報の秘匿は現行法により対応することが可能である。したがって、ここでは、子につき、特段の制度を設けることはしていない。